

1 手帳の交付について

身体障害者手帳

①対象者 視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語機能またはそしやく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいのあるかた

②内容 ○障がいの程度によって重い方から順に 1 級から 6 級までに認定され、等級により利用できる制度の内容が異なります。手帳の該当になるかどうか、障がい部位、なりうる障がいの等級等は指定医に確認してください。

○申請時に必要なもの

- ・ 申請書
- ・ 写真（縦 4 cm×横 3 cm以内のもの）
- ・ 身体障がい者診断書

○診断書は身体障害者福祉法第 15 条に基づく指定医に作成してもらってください。なお、指定医についてはお問い合わせください。

○手帳の交付を受けたかたの住所等が変更した場合、死亡または障がいの等級が該当しなくなった場合は届出が必要です。

最初のページを見てのう！



マイナンバー必要

③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

療育手帳

①対象者 香川県障害福祉相談所において、知的機能の障がいが発達期（18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、特別の支援を必要とする状態にあると判定されたかた

②内容 ○障がいの程度によって㉠、A、㉡、B に認定され、等級により利用できる制度の内容が異なります。等級表記は各都道府県により異なります。

1 手帳の交付について

○申請時に必要なもの

- ・ 申請書
- ・ 写真（縦 4 cm×横 3 cm以内のもの）
- ・ 母子手帳
- ・ 18 歳以上で初めて申請されるかたは、18 歳未満に知的機能の障がいがあったことを示す客観的資料（18 歳未満に実施した知能検査結果、成績表等）

最初のページを
見てのう！



マイナンバー必要

③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

精神障害者保健福祉手帳

①対象者 統合失調症、気分障がい（うつ病など）、アルコール・薬物による急性中毒・依存症、高次脳機能障がい、発達障がい、てんかん、その他の精神疾患を有するかたのうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約があるかた

②内容 ○障がいの程度によって 1 級から 3 級に認定され、等級により利用できる制度の内容が異なります。

○手帳の有効期間は 2 年間で、更新が必要です。

○申請時に必要なもの

- ・ 申請書
- ・ 写真（縦 4 cm×横 3 cm以内のもの）
- ・ 手帳用診断書または障がい年金または特別障がい給付金を受けていることを証する書類（年金証書、年金裁定通知書、振込通知書等）

最初のページを
見てのう！



マイナンバー必要

③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007